

営繕工事における週休2日促進工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京都府が発注する営繕工事において、週休2日促進工事を試行するために必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 建設業においては、建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が課題であり、建設現場における労働環境の改善を図り、建設系の魅力向上により、建設従事者の確保を目指すことが求められている。

このため、労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、建設現場における「週休2日」の普及に向けての効果や課題を把握するための取り組みとして、「週休2日促進工事」を試行することを目的とする。

(試行のタイプ)

第3条 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、もしくは、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」のいずれかの方式による。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

受注者は、週休2日に取り組む場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員へ通知する。

(試行対象工事)

第4条 原則、京都府が発注する全ての営繕工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) 災害復旧工事や供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
- (3) その他、発注機関の長が週休2日促進工事になじまないと判断した工事

なお、対象工事は現場説明書に週休2日の対象工事であることを明記する。

(週休2日の考え方)

第5条 工期内の施工に必要な期間※1において、週休2日の現場閉所※2又は現場休息※3（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められること。週休2日の考え方は次のとおりとする。

- (1) 施工に必要な期間内で、以下を除く現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」と

いう。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には以下の現場閉所の日数を含む。

- ①年末年始(6日間)及び夏季休暇(3日間)
- ②工場製作のみの日数
- ③工事事務による不稼働日数
- ④受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
- ⑤工事の全面中止日数
- ⑥その他

※1 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間※4は除く。

・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

・現場終了日：工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

※2 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。

※3 現場休息：分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態。

※4 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間。

(2) 当該現場における以下の行為日数は現場閉所等日数に含めることができるものとする。

- ①雨天や降雪時等による現場閉所
- ②災害応急対応等
- ③異常気象時等における安全パトロール
- ④現場見学会等

(試行方法)

第6条 試行方法は次のとおりとする。

(1) 入札段階(現場説明書)で、週休2日促進工事であることを明記する。(別紙1参照)

(2) 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所等日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議すること。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注者間の協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成すること。

- (3) 予定していた現場閉所等日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡を行うこと。
なお、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所等した場合は、この限りでない。
- (4) 監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所等日を変更した場合は、現場閉所等日数に含めない。
- (5) 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (6) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所等日に他の現場に従事することを制限しない。
- (7) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者を含む）が現場閉所等日に現場外での書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。
- (8) 施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示することで「見える化」に努める。

（確認方法）

第7条 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所等日数が確認できる資料（任意様式。閉所（休息）実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を「工事打合簿」による報告とあわせて監督職員に提示すること。

なお、「工事打合簿」には現場閉所等率を記載すること。

- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所等日数の割合等を確認する。

（積算方法等）

第8条 積算方法と設計変更は次のとおりとする。

- (1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所等による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実状を踏まえ、試行のタイプによらず、4週6休以上の現場閉所等について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所等の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4週8休以上
(現場閉所等率 28.5% (8日/28日) 以上) 1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満
(現場閉所等率 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満) 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満
(現場閉所等率 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満) 1.01

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所等の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1) ②又は③に変更して工事費を積算し、契約書24条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。

また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについては協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(3) その他

現場閉所等率は、小数第2位を切り捨てることとし、工期の延長等については「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」に基づき適切に設計変更を行う。

(工事成績評定)

第9条 週休2日(4週8休以上)の現場閉所等を行ったと認められる工事については、工事成績評定の工程管理(主任監督員、総括監督員)で評価すると共に、創意工夫(主任監督員)において1点加点する。

なお、週休2日(4週8休以上)の現場閉所等を行ったと認められない場合、工事成績は減点しない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

(実施証明書)

第10条 発注者は、4週6休以上の現場閉所等を行ったと認められる工事については、別紙2の実施証明書を発行する。

(その他)

第11条

(1) 受発注者を対象としたアンケート調査を実施する。現場技術者は、完成検査までに別

紙3のアンケートを監督職員へ提出すること。監督職員は、現場技術者から受け取ったアンケートに発注者分を添え、速やかに 建設交通部 営繕課 建設設備管理係 まで提出すること。

- (2) 本要領に記載されていない事項については、建設交通部 営繕課 建設設備管理係 に相談すること。

附則

本要領は、令和4年11月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用する。